

現行	改正案
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
	<u>(6) 公共施設 道路，公園，下水道，緑地，広場，河川，運河，水路及び消防の用に供する水利施設をいう。</u>
	<u>(7) 公益的施設 義務教育施設，保育施設，集会施設，医療施設，ごみ集積場所，上水道その他居住者の共同の福祉又は利便の用に供する施設をいう。</u>
	<u>(8) 公共施設等 公共施設及び公益的施設をいう。</u>
<u>(6)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(条例適用事業)	(条例適用事業)
第4条 (略)	第4条 (略)
	<u>2 2以上の開発事業が事業区域，事業者，工事の着手時期その他の規則で定める事項を勘案して一体性を有すると認められるときは，これらの開発事業を一の開発事業とみなして，この条例の規定を適用する。</u>
2 前項の規定にかかわらず，自己の居住の用に供する住宅の建築を目的	3 前2項の規定にかかわらず，次に掲げる開発事業については，この条

として行う開発事業については、この条例は、適用しない。

(事前協議)

第5条 開発事業者は、条例適用事業を施行しようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、当該条例適用事業の計画において予定している公共施設等の整備その他規則で定める事項について、市長と協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 (略)

(協定の締結)

例は、適用しない。

(1) 自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う開発事業

(2) 建築基準法第85条第1項、第2項及び第5項の規定による仮設建築物の建築を目的として行う開発事業

(3) 建築行為のうち建築物の増築を行うものであって、当該増築前の建築物に係る公共施設等の整備の状況が当該増築後の建築物に係る公共施設等の整備に関する基準(次条において「公共施設等整備基準」という。)に適合していると認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な行為であって規則で定める開発事業

(事前協議)

第5条 開発事業者は、条例適用事業を施行しようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、当該条例適用事業の計画において予定している公共施設等の整備その他規則で定める事項について、公共施設等整備基準に基づき、市長と協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 (略)

3 事前協議は、前条第1項第1号に掲げる条例適用事業にあつては、法第32条第1項及び第2項に規定する協議を兼ねるものとする。

(協定の締結)

第8条 (略)

(条例適用事業の計画の変更)

第10条 開発事業者は、第8条の協定を締結したときから当該条例適用事業に係る工事が完了するまでの間に、当該条例適用事業の計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、当該変更後の計画について市長と協議を行わなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2・3 (略)

第8条 (略)

2 前項の規定により締結した協定は、当該協定の締結の日から起算して1年を経過する日までの間に開発行為を行おうとする者が当該協定に係る法第30条第1項の規定による開発許可の申請をしないときは、当該経過する日をもってその効力を失うものとする。

(条例適用事業の計画の変更)

第10条 開発事業者は、第8条第1項の協定を締結したときから当該条例適用事業に係る工事が完了するまでの間に、当該条例適用事業の計画の変更をしようとするときは、改めて市長と協議を行い、協定を締結しなければならない。ただし、当該条例適用事業の計画の変更が既に締結した協定に影響を及ぼさないとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2・3 (略)

(工事の着手の制限)

第11条 開発事業者は、第8条第1項の協定を締結するまでは、条例適用事業に係る工事に着手してはならない。ただし、通常の管理行為及び調査を行う場合は、この限りでない。

2 開発事業者は、条例適用事業の計画の変更について前条第1項本文の協定を締結するまでは、条例適用事業に係る工事(当該計画の変更に係る部分に限る。)に着手してはならない。

(工事着手の届出)

第11条 (略)

(工事完了の検査等)

第12条 (略)

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該条例適用事業に係る工事が第8条の協定の内容に適合しているかどうかについて検査を行い、その検査の結果を当該開発事業者へ通知するものとする。

(廃止の届出)

第13条 (略)

(地位の承継)

第14条 第8条(第10条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の協定を締結した開発事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該協定に基づく地位を承継する。

- 2 第8条の協定を締結した開発事業者から当該開発事業区域内の土地の所有権その他当該条例適用事業に係る工事を施行する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該協定を締結した開発事業者が有していた当該協定に基づく地位を承継することができる。

(工事着手の届出)

第12条 (略)

(工事完了の検査等)

第13条 (略)

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該条例適用事業に係る工事が第8条第1項の協定及び第10条第1項本文の協定の内容に適合しているかどうかについて検査を行い、その検査の結果を当該開発事業者へ通知するものとする。

(廃止の届出)

第14条 (略)

(地位の承継)

第15条 第8条第1項の協定及び第10条第1項本文の協定を締結した開発事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していたこれらの協定に基づく地位を承継する。

- 2 第8条第1項の協定及び第10条第1項本文の協定を締結した開発事業者から当該開発事業区域内の土地の所有権その他当該条例適用事業に係る工事を施行する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、これらの協定を締結した開発事業者が有していたこれらの協定に基づく地位

3 (略)

(勧告)

第15条 (略)

(1)～(3) (略)

(公表)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

を承継することができる。

3 (略)

(勧告)

第16条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 第11条第1項本文及び第2項の規定に違反して条例適用事業に係る
工事に着手している者

(公表)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)